

平成 27 月 10 月

保護者のみなさまへ

大阪市教育委員会

## 「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」について

大阪市におきましては、平成 25 年 6 月に公布、9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」第 12 条の規定に基づき、同年 10 月に策定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の主旨に沿いながら、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 27 年 8 月 25 日の教育委員会議において「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定しました。

本市の基本方針は、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先し、被害児童生徒及びその保護者の視点から、救済ルートの確保及び対処ルールの明確化に努め、そのための実効性ある具体策に絞っていることが、最大の特色です。いじめはどこの学校・学級でも起こりえるものであり、決して一人の教員で抱え込まないようにし、校長先生をはじめ学校全体で対応してまいります。また、教育委員会事務局とも情報を共有して、いじめ事案に対応していくことを通じて、子どもの命をしっかりと守っていきたいと考えております。

保護者のみなさまにおかれましては、ここに示します概要をご覧いただくとともに、大阪市教育委員会のホームページに掲載されています本方針をご覧いただき、いじめの防止、早期発見及び早期対策等に関して、より一層の連携をお願いいたします。

(参考 URL <http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000323976.html>)

なお、ホームページをご覧になれない場合などは、学校等で閲覧していただ  
くか、下記連絡先までお問い合わせください。

### 【連絡先】

教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当 生活指導グループ  
電話 06-6208-9174

# 「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」(概要)

## 全ての被害児童生徒・保護者にとって公平・公正な いじめへの対処：ルールの明確化

- 【基本理念】**
- 被害児童生徒の救済と尊厳を最優先 ○いじめを許さない
  - 回復すべきは人間関係よりも個人の尊厳 ○被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重
  - 被害児童生徒・保護者の知る権利 ○隠蔽には厳正に対処
  - 混乱の鎮静化を優先しない ○救済ルートの確保と対処ルールの明確化

### 基本理念に基づく対処ルール

#### 早期発見の方策

- ・定期的な調査
- ・管理職への報告
- ・組織的な対応
- ・「いじめSOS」等

#### 事案の調査及び早期対応

- ・行為の制止、安全確保
- ・心のケア及び学習支援
- ・事案の調査、判断
- ・被害児童生徒・保護者の要望・意見の尊重、情報開示と説明
- ・犯罪行為の警察への通報等
- ・ルールに基づく加害児童生徒への対応措置(含：出席停止及び個別指導教室)
- ・安心できる学習環境の確保 等
- ・加害児童生徒等の転校の意思確認

#### 重大事態への対処

- ・報告・申立て
- ・第三者委員会による調査
- ・規則の制定、委員の人選(被害児童生徒の保護者の意向尊重)
- ・調査への協力義務
- ・被害児童生徒・保護者への情報提供・報告
- ・調査結果の報告・公表
- ・市長・教委による措置

## 被害児童生徒・保護者の視点からの いじめへの対処：救済ルートの確保

